

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	株式会社ライトワークス
【英訳名】	LIGHTWORKS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 江口 夏郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町五丁目3番3号
【電話番号】	03-5275-7031
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺田 真琴
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町五丁目3番3号
【電話番号】	03-5275-7031
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 寺田 真琴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2025年6月26日付の取締役会決議（以下「本取締役会決議」といいます。）により、LWLホールディングス株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当の方法によりA種種類株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1．有価証券の種類及び銘柄

株式会社ライトワークス A種種類株式

### 2．発行数

1株

### 3．発行価格及び資本組入額

発行価格（払込金額）1株につき3,529,852,800円

資本組入額 1株につき1,764,926,400円

### 4．発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額 3,529,852,800円

資本組入額の総額 1,764,926,400円

（注）資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本金の額は1,764,926,400円であります。なお、当社は、本取締役会決議により、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件として、本第三者割当増資と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行うこと（以下「本減資等」といいます。）を決議しております。

### 5．株式の内容

A種種類株式の内容は以下のとおりです。

#### （1）剰余金の配当

当社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

#### （2）残余財産の分配

当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式発行時の1株当たりの払込金額相当額（以下「A種種類残余財産分配額」という。）を支払う。但し、A種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。

A種種類株主に対しては、A種種類残余財産分配額のほか、残余財産の分配は行わない。

#### （3）譲渡制限

当社のA種種類株式の譲渡による取得については、A種種類株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。但し、当該株式に係る担保の実行（法定の手続きによるもののほか、法定の手続きによらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、株主総会の承認があったものとみなす。

#### （4）議決権

A種種類株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

当社は、A種種類株式について、会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。但し、同項第1号に規定する定款の変更を行う場合は、この限りでない。

6. 発行方法

第三者割当の方法により、A種種類株式1株を割当予定先に割り当てる。

7. 引受人の氏名又は名称に準ずる事項

該当事項はありません。

8. 募集を行う地域に準ずる事項

日本国内

9. 当社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(1) 手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
3,529,852,800円	13,000,000円	3,516,852,800円

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。発行諸費用の概算額の内訳は登録免許税相当額及びその他諸費用です。

(2) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

具体的な用途	金額	支出予定時期
株式会社エプシムーヴェが保有する 当社の普通株式の全ての当社による 自己株式取得の実行資金	3,516,852,800円	2025年7月

10. 新規発行年月日(払込期日)

2025年7月30日

11. 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項はありません。

12. 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限

該当事項はありません。

13. 保有期間その他の当該株券の保有に関する事項についての取得者と当社との間の取決めの内容

該当事項はありません。

なお、割当予定先の保有方針については、下記14をご参照ください。

14. 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

a. 割当予定先の概要	名称	LWLホールディングス株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区麹町一丁目12番地1号住友不動産ふくおか半蔵門ビル3階	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 津田 敬太郎	
	資本金	300,000,001円	
	事業の内容	当社の株式を取得及び所有し、当社の事業活動を支配及び管理すること	
	主たる出資者及びその出資比率	LWLHCホールディングス株式会社 100.00%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	2,401,195株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の状況の欄は、本臨時報告書提出日現在のものであります。

### c. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を通じて当社株式の全て（但し、当社の代表取締役である江口夏郎氏の資産管理会社である株式会社エプシモーヴェ（以下「エプシモーヴェ」といいます。）が所有する当社株式（2,414,400株、所有割合（注1）：48.84%）（以下「本不応募株式」といいます。）を除きます。以下同じです。）を取得し、当社を割当予定先の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2025年3月17日から2025年5月15日の間、本公開買付けを行い、その結果、2025年5月22日（本公開買付けの決済の開始日）付で、割当予定先は、当社株式2,401,195株（所有割合：48.57%）を所有するにいたしました。なお、本公開買付けの詳細につきましては、当社の2025年3月14日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）及び2025年5月16日付プレスリリース「LWLホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2025年4月28日に提出した第30期有価証券報告書に記載された2025年1月31日現在の発行済株式総数（4,943,600株）に係る議決権数（49,436個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

上記のとおり本公開買付けは成立いたしました。割当予定先は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本不応募株式を除きます。）を取得することができなかつたことから、当社に対して、当社の株主（当社を除きます。）を割当予定先及びエプシモーヴェのみとするための株式併合の実施を要請いたしました。これを受けて、当社は、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、当社の2025年5月30日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」においてお知らせしてまいりました。当社の株主（当社を除きます。）を割当予定先及びエプシモーヴェのみとすること（以下「本スクイズアウト」といいます。）を目的として、2025年7月7日開催予定の臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式1,207,200株を1株にする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施することにいたしました。本株式併合の効力が発生した場合、2025年7月30日時点で、当社の株主は割当予定先及びエプシモーヴェのみとなり、それぞれ1株及び2株の当社株式を所有することになります。

さらに、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本取引においては、本スクイズアウトに加えて、当社が、本スクイズアウトの完了後に、エプシモーヴェが保有する本不応募株式の当社による自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実行することを通じて、最終的に割当予定先が当社を完全子会社化することが企図されております。自己株式の取得により株主に対して交付する金銭の額は、当該自己株式の取得の効力発生日における分配可能額を超えてはならないところ、本第三者割当増資及び本減資等を実行する前の当社の分配可能額は、本自己

株式取得の対価の総額である3,529,852,800円（本株式併合前の当社株式1株あたり1,462円）を下回っているため、分配可能額の確保が必要になります。そのため、当社は、本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保することを目的として、本第三者割当増資及び本減資等を行うこととし、本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に本自己株式取得を行うことを予定しております。本第三者割当増資は、かかる本取引の一環として予定されていた割当予定先を割当先とする第三者割当増資であり、これにより本減資等及び本自己株式取得の実行を可能とするものです。

d．割り当てようとする株式の数

A種種類株式 1株

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、割当株式であるA種種類株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、本第三者割当増資の払込みに関する資金を、割当予定先の株式の全てを保有するLWLHCホールディングス株式会社からの出資及び借入れ並びに株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、LWLHCホールディングスからの出資証明書及びみずほ銀行からの融資証明書を確認しており、割当予定先は、本第三者割当増資の払い込みについて十分な資力があると判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主は反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係の有していない旨の説明を受けており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

（2）株券等の譲渡制限

当社のA種種類株式の譲渡による取得については、A種種類株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければなりません。但し、当該株式に係る担保の実行（法定の手続きによるもののほか、法定の手続きによらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、株主総会の承認があったものとみなされます。

なお、当社の普通株式の内容として譲渡制限は付されておられません。

（3）発行条件に関する事項

発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本公開買付けでは、公開買付け価格を当社株式1株あたり2,179円とした一方で、本取引を通じて当社の少数株主が得られる利益の増大化の観点から、本自己株式取得の対価は総額3,529,852,800円（本株式併合前の当社株式1株あたり1,462円）とすることが予定されております。今般、かかる本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額を確保すること等を踏まえて、本第三者割当増資における払込金額は1株につき3,529,852,800円としました。本株式併合の効力が発生した場合、本第三者割当増資の払込期日（2025年7月30日）時点での当社の株主は割当予定先及びエプシモーヴェのみとなることから、本第三者割当増資は、同日時点における割当予定先以外の当社の唯一株主であるエプシモーヴェから、その所有する全ての当社株式を取得（本自己株式取得）するための資金提供、並びに、本第三者割当増資に引き続く本減資等による分配可能額の確保を目的とするものであり、上記払込金額は、かかる本自己株式取得を、当初に予定されていた対価の総額によって実施することを可能にすることを企図して設定された金額であることから合理性が認められると考えられます。

なお、当社監査役3名（社外監査役2名）全員からも、当社株式の市場株価、本公開買付けにおける公開買付け価格、本自己株式取得における対価、本株式併合における併合割合、A種種類株式の諸条件等を踏まえ、本第三者割当増資における払込金額が割当を受ける者に特に有利な金額には当たらないと解するのが相当である旨の意見が表明されております。

発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、本取引の一環として行われるところ、本第三者割当増資及び本減資等の効力発生後に本自己株式取得を行うことを通じて、払込期日（2025年7月30日）において最終的に割当予定先が当社を完全子会社化することが企図されております。そのため、本第三者割当増資は、実質的には当社の唯一の株主である割当予定先に対して行うものと評価できるため、本第三者割当増資により生じる希薄化が既存株主の利益保護の観点で問題となることはなく、またその発行数量（1株）は、本自己株式取得を実行するための資金及び分配可能額の確保という本第三者割当の目的に照らして必要な規模に設定されていることから、本第三者割当増資に係る発行数量は合理性があるものと判断しております。

（４）大規模な第三者割当に関する事項

A種種類株式については、株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権及び普通株式を対価とする取得条項も付されていないため、本第三者割当増資は大規模な第三者割当には該当しないと考えております。

（５）第三者割当後の大株主の状況

普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
LWLホールディングス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目12番地1号住友不動産ふくおか半蔵門ビル3階	1	33.33	1	33.33
株式会社エプシムーヴェ	東京都三鷹市井の頭一丁目3番14号	2	66.67	2	66.67
計		3	100.00	3	100.00

（注1）普通株式については、2025年7月30日に本株式併合の効力が発生した時点における当社の株主の状況を基準として記載しております。なお、本株式併合により生じる1株に満たない端数の合計数（1株）は、法令に従った売却手続が完了するまでの間は議決権が認められないため、上記の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算定の基礎からは除外しています。

（注2）「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

A種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
LWLホールディングス株式会社	東京都千代田区麹町一丁目12番地1号住友不動産ふくおか半蔵門ビル3階			1	
計				1	

（６）大規模な第三者割当の必要性

該当事項はありません。

（７）株式併合等の予定の有無及び内容

当社は、本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、本スクイーズアウトを目的として、2025年7月7日開催予定の臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施す

ることにいたしました。本株式併合の効力が発生した場合、2025年7月30日時点で、当社の株主は割当予定先及びエプシモーヴェのみとなり、それぞれ1株及び2株の当社株式を所有することになります。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、本取引の一環として、当社の株主を割当予定先及びエプシモーヴェのみとすることを目的とするものであること、また、当社株式が2025年7月28日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、割当予定先に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付けにおける公開買付価格と同額である2,179円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

（8）その他参考になる事項

該当事項はありません。

15. その他

本臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	142,542,800円
発行済株式総数	普通株式 4,943,600株

以上